

重要事項説明書

(短期入所生活介護)

【施設経営法人】

1. 法人名 社会福祉法人美濃陶生苑
2. 法人所在地 土岐市駄知町1858番地の2
3. 電話番号 0572-50-0081
4. 代表者氏名 理事長 酒井幸昌
5. 設立年月日 昭和52年12月

【事業所名】特別養護老人ホームたじみ陶生苑

【事業所の所在地】多治見市小名田町小滝5-411

【電話番号】0572-25-6997

【施設長氏名】秋田 大輔

【指定事業所番号】岐阜県 2171100114号

【指定年月日】平成12年 4月 1日

【サービスの種類】介護老人福祉施設

【開設年月】平成 6年 4月 1日

【入所定員】20名

【施設の目的】当施設は、介護保険法令に従い、利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。

【運営方針】年齢の老若にかかわらず、また心身の障害の有無に関係なく、すべての施設居住者は、自己決定の権利とひとりひとりが独自の人間であるという基本的な権利を有する。同様に施設居住者は、地域社会の中で独立した生活を営んでいる人々がごく普通に享受している生活の状態とできるだけ一致した形で、生活を営む権利を有する。当施設は、この原則に基づき施設居住者が人としての尊厳とプライバシーを保障されるなかで、残存能力の活用をはかり、安定した生活が継続できるよう援助します。

【居室等概要】

居室100室（20室短期入所室含む）

個室	96室	12㎡/室
2人室	2室	24㎡/室・・・夫婦用等
食堂	1室	280.87㎡/室
集会室	1室	368.75㎡/室

普通浴室	1室	
特殊浴室	1室	シャワーバス2基、座浴1基

居室の飾りや家具等の持ち込みは移動に支障がなければ自由

【職員配置】

職種	人数		勤務時間 () 内は出勤者数
施設長	1名	常勤	普通 9時～17時30分
介護職員	31名 以上	常勤	早出 (男性3名) 6時～14時45分
			早出 (女性2名) 6時30分～15時
			夜勤 (4名) 17時～翌9時
			日勤 9時～17時30分
看護職員	4名	常勤	日勤 9時～17時30分
機能訓練指導員	1名	常勤 兼務	日勤 9時～17時30分
医師	1名	非常勤	毎週火・金曜日
生活相談員	2名	常勤	日勤 9時～17時30分
事務職員	1名	常勤 兼務	日勤 9時～17時30分
管理栄養士	2名	常勤	日勤 9時～17時30分
介護支援専門員	基準 1名	常勤 兼務	日勤 9時～17時30分

全職員正職員 (週労働時間37.5時間・週休2日制)

早朝6時から離床、着替え、洗面、排泄介助、食堂への移動介助
職員7名で実施

食事介助対応職員 朝9名 平日昼夜16～19名対応)

土日昼夜16～18名

入浴介助対応職員 6～7名

【協 力 病 院】多治見市民病院

多治見市前畑町 3-43 電話 0572-22-5211

県立多治見病院

多治見市前畑町 5-161 電話 0572-22-5311

大湫病院

瑞浪市大湫町 121 電話 0572-63-2231

濃成病院

可児市広見 851-8 電話 0574-62-1100

春日井リハビリテーション病院

愛知県春日井市神屋町 706 電話 0568-88-0011

【嘱 託 医】希望ヶ丘クリニック

医療法人社団 照隅会 理事長 山田 幸雄

多治見市希望ヶ丘 4-58 電話 0572-25-8520

【協 力 歯 科 医】ひめ歯科クリニック

多治見市大藪町 996 電話 0572-29-4260

【介護給付費算定に係る体制等状況一覧】

夜間勤務条件基準	基準型
職員の欠員による減算の状況	なし
ユニットケア体制	対応不可
共生型サービスの提供	なし
生活相談員等配置加算	なし
生活機能向上連携加算	なし
機能訓練指導体制	なし
個別機能訓練体制	なし
看護体制加算	なし
医療連携強化加算	なし
夜勤職員配置加算	加算Ⅲ
介護ロボットの導入	あり
若年性認知症利用者受入加算	なし
送迎体制	対応可
療養食加算	なし
認知症専門ケア加算	なし
サービス提供体制強化加算	加算Ⅰ
サービス提供体制強化加算（空床型）	なし
介護職員処遇改善加算	加算Ⅰ

【短期入所サービスの内容】

1. 1週間に2回の入浴を実施します。
2. 失禁状態の人でも状態によってはトイレ介助を実施する等適切な排泄介助に努めます。

おむつの方については、上記の介護を基本とし、適切な取替えをします。

「トイレ介助の基本時間帯」

- ① 朝起床後 ② 朝食後 ③ 昼食前 ④ 昼食後
⑤ おやつ後 ⑥ 夕食後 ⑦ 就寝前 ⑧ 夜間は随時

「おむつ交換介助の基本時間帯」

9時、13時30分、20時、4時

3. 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを実施いたします。
ツナギ服の着用は、掻き傷（褥瘡等の要因）、皮膚疾患、異食（窒息・腸閉塞）の行為がある場合のみ安全確保のため使用する場合があります。」
4. 基本食事は全員離床して、食堂で行ないます。（寝食分離）

「食事介助の基本時間帯」

朝食 7：30 昼食 11：30 夕食 17：00

嚥下力低下や誤嚥等のある人については、安全と摂取量の確保に努めるべく定時とは別に食事時間を変更し食事提供します。

5. 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
昼・夕食後歯磨きをします。義歯は夕食後洗浄し、容器に保管します。
月1回外部歯科衛生士による口腔ケアの指導をうけています。
6. 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

「離床介助の時間帯」

- ① 朝着替え離床 ② 朝食後ベッド移動 ③ 朝離床
④ 昼食後ベッド移動 ⑤ 昼離床 ⑥ 夕食後ベッド移動

7. レクリエーション、教養娯楽、季節行事を実施します。
8. 機能訓練については、機能の減退防止を基本として、生活リハビリを推進します。
9. 医療の提供は、嘱託医（希望が丘クリニック）の医師による週2回（火・金曜日）の往診があります。
10. 精神科（大湫病院）の医師による往診が月2回あります。
11. 入院の必要性が生じた場合、利用者およびその家族からの申し出が特になければ上記協力病院にて対応させていただきます。
病院等への送迎に関しては基本施設で対応しますが、時に家族にご協力を依頼することもございますのでお願いいたします。
12. 月に1回、理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。利用料金は1回あたり2,000円（税込）です。
13. 施設での洗濯は日常着のみとなります。季節ごとの衣服の入れ替えはご家族にご協力をお願いしています。

【秘密の保持の厳守】

1. 事業者および事業者の使用する従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびそのご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、従業者の雇用契約終了後も同様といたします。
2. 利用者から予め文書で同意を得ない限り、他関係機関に対し、利用者の個人情報を提供いたしません。

【緊急時の対応方法】

利用者に容体の変化などがあった場合は、医師に連絡するなど必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

【事故発生時の対応方法】

事故が発生した場合には、応急処置および緊急受診などの必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。また、保険者及び岐阜県高齢福祉課へ速やかに報告いたします。

【感染症に対する対策】

入所者の感染症の発生及びまん延を防止するために、指針に基づき必要な措を講じます。

【高齢者虐待防止措置の実施】

高齢者虐待防止について、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針に基づき必要な措置を講じます。また責任者として生活相談員を選定し環境整備に努めます。

【身体拘束の禁止】

身体拘束の適正化について、利用者の生命又は身体を保護するため、指針に基づき緊急止むを得ない場合を除き、原則として身体拘束その他の行動を制限しない措置を講じます。

【業務継続計画（BCP）の実施】

業務継続計画（BCP）に基づき、感染症や非常災害の発生時において、業務の継続的または再開について速やかに対応する措置を講じます。

【非常災害対策】

1. 防災時の対応消防計画書。
2. 防災設備火災報知器、スプリンクラー、消火栓等の消防設備を備えています。
3. 防災訓練年2回の消防訓練を実施します。

【第三者評価の実施状況】 なし

【苦情処理体制】 苦情受付担当者 生活相談員 青木 貴文
苦情解決責任者 施設長 秋田 大輔

サービスに対する苦情・不満、介護事故、契約関係などに関することを苦情受付担当者まで申し出てください。苦情解決責任者と協議のうえ対応方法を決定させていただきます。その結果はすべて、サービス調整委員会へ報告することとします。

第三者委員

苦情の受付は、当法人が任命する第三者委員でも受け付けております。

氏名	住所	職業
しょうじ たかのぶ 小司 隆信	瑞浪市上平町一丁目3番地 司法書士法人 たなか事務所 電話 (0572) 67-1815	司法書士
たかの かずゆき 高野 和幸	名古屋市中区丸の内二丁目20番2号 オアシス丸の内 NORTH6 階 高野和幸法律事務所 電話 (052) 253-8278	弁護士

【事故発生時の対応及び賠償責任】

利用者に事故があった場合は、速やかに身元引受人に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。但し、擦傷等軽微なものは除きます。サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、賠償責任保険の約款に基づき、速やかにその手続きを行います。

当事業所以外の公的苦情受付機関

「多治見市高齢福祉課」

多治見市音羽町1丁目71番地の1 電話 0572-22-1111

「可児市高齢福祉課」

可児市広見1丁目 電話 0574-62-1111

「岐阜県国民健康保険団体連合会介護保険課」

岐阜市下奈良2丁目2番地1号岐阜県福祉・農業会館内
電話 058-275-9826

【1日あたりの利用料】

(1単位：10.17円)

	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
① 短期入所生活介護費等 (1割、2割または3割負担)	生活介護費 要介護1：603単位 要介護2：672単位 要介護3：745単位 要介護4：815単位 要介護5：884単位 サービス提供体制強化加算：22単位 夜勤職員配置加算：15単位 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)：合計単位数の14% ※			
居住費	480	880	880	1,589
食費	600	1,000	1,300	1,510
日用品費	80～100円			
間食費	110円			
居室電気代 (TV等持込)	30円			
⑦入院等医療費 理髪サービス	実費			

※その他、送迎加算184単位/回を算定することがあります。

居住費は令和6年8月1日から料金変更。

【利用料支払方法】

1. 上記1ヶ月分(毎月1日～末日)の利用明細請求書を翌月の10日頃までにご指定いただいた住所へ郵送します。
2. 支払方法は、予めご指定いただいた預貯金通帳から毎月27日(銀行等休業日は翌営業日)に口座振替させていただきます。
3. 領収証は次回請求書とあわせて送付させていただきます。

利用者記入欄

私(利用者およびその家族)は別紙契約書および重要事項の説明を受け、了承いたしました。

令和 年 月 日

利用者氏名

身元引受人氏名

個人情報使用同意書

(短期入所生活介護)

私（利用者およびその家族）の個人情報については、次に記載するところにより、必要最小限の範囲内で利用することに同意します。

1. 使用する目的

- (1) 利用者のための施設介護計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と他事業者との連絡調整等において必要な場合
- (2) 利用者の退所に関わる相談、援助の際に生じる居宅介護支援事業所もしくは関係福祉施設、医療機関との連絡調整等において必要な場合

2. 使用する期間

短期入所生活介護サービス利用契約書の契約期間

3. 使用する条件

- (1) 個人情報の使用・提供は最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう、細心の注意を払うこと
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと

令和 年 月 日

社会福祉法人美濃陶生苑
特別養護老人ホームたじみ陶生苑
施設長 秋田 大輔 様

利用者氏名

身元引受人氏名